



タイトル Title	国際人権規約にかかる日弁連の活動と社会権規約13条「教育への権利」
著者 Author(s)	武村, 二三夫
掲載誌・巻号・ページ Citation	高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究2019特別企画 = 2019 Seminar on the Progressive Introduction of Free Education,(2):
刊行日 Issue date	2019-09-14
資源タイプ Resource Type	Presentation / 会議発表用資料
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLCDDOI	
URL	<a href="http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81011953">http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81011953</a>

# 国際人権規約にかかる日弁連の活動と社会権規約 13 条「教育への権利」

2019 年 9 月 14 日 弁護士武村二三夫

## 1 国際人権の実施措置と日弁連の取り組み

### 1-1 国際人権の考え方

平和を維持するためにも各国で人権が保障されるべき  
国際的な人権保障基準をつくり、各国に実施を求めていく

### 1-2 主要な人権条約と日本の批准・留保等

日本は、憲法第 98 条 2 項の「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」との規定から、一般的受容体制をとり、条約は国内法的効力を有するとされている。

留保は、条約の締結にあたって、一部の条文の規定に拘束されない意思を表明する行為。  
解釈宣言は、条約の締結にあたって、条約の特定の条文についてのその国の解釈を対外的に明らかにする宣言

### 1-3 国際人権の国内実施のための手段

#### 1-3-1 政府報告書審査

各主要人権条約に存在  
NGO の参加が可能  
勧告がなされても政府が取り入れない傾向

#### 1-3-2 個人通報

人権条約の定める人権の違反について国内救済手続を尽くしても解決されず→委員会に通報して委員会の見解を求める。

最高裁を最終審とする憲法とは矛盾せず

#### 1-3-3 国内人権機関

訴訟とは別に政府から独立した国内人権機関（人権委員会）を設置し、人権救済、政策提言、人権教育の機能をもたせるもの。

訴訟と比べ、簡易、迅速、安価（無償）に権利救済が得られる。

#### 1-3-4 地域人権保障機構

欧州人権条約 米州人権機構 アフリカ憲章  
欧州人権条約は、欧州人権裁判所に裁判権まで承認  
アジアでは当面地域人権保障機構が設置される見通しが立たず

### 1-4 日本における国際人権の国内実施の現状

#### 1-4-1 一応機能はするもの

訴訟 若干成果があるが、裁判所は消極的  
政府報告書審査 委員会の勧告を得ても、政府が従おうとしないものが多い。

#### 1-4-2 日本に欠けているもの

個人通報制度未実現 地域人権保障機構はアジアには不存在 国内人権機関未設置

#### 1-4-3 結論

日本では国際人権の国内実施は極めて不十分

### 1-5 弁護士、日弁連などの取り組み

#### 1-5-1 訴訟

下級審で若干よい判断が出ている。

最高裁 憲法解釈などで国際人権が一定程度反映

#### 1-5-2 政府報告書審査、UPR

自由権規約、社会権規約、女性差別禁止条約、人種差別禁止条約、子どもの権利条約、拷問禁止条約などで一定の総括所見などは得られているが、国内実施には至らないものが多い。

#### 1-5-3 個人通報実現の運動

法務省、最高裁は、反対はしなくなった。

2009年民主党連立政権時に機会があったが逃す

#### 1-5-4 国内人権機関

法務省管轄の法案に反対

2009年民主党連立政権時に機会があったが逃す。

自民党政権 個別の差別解消法で対処（部落差別 障害者差別 人種差別）

#### 1-5-5 地域的人権保障機構

## 2 社会権規約第13条「教育への権利」

### 2-1 漸進的達成と即時実施義務

#### 2-1-1 社会権規約2条1項の規定

この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。

現在実現することを求めているとして、現在の法律関係の存否を判断する裁判規範として用いない口実とされる。

塩見訴訟最高裁判決（最一小平成1年3月2日、判時1363号68頁）

#### 2-1-2 一般的意見3における即時実施義務等

##### 2-1-2-1 一般的意見（general comment）の意義

条約の解釈の補的手段（自由権規約につき大阪高判平成8年（1994年）10月28日判時1513号71頁）

通報（communication）を受理し、見解（view）を発することができる社会権規約委員会が有権的解釈を示したもの。

##### 2-1-2-2 差別なく行使されること（平等条項）

Para1 関連の権利が「差別なく行使される」ことを「保障することを約束する」ことである。

##### 2-1-2-3 漸進的に達成される権利実現目標に向けての措置

Para9 目標に向けて、可能な限り迅速にかつ効果的に移行する義務

##### 2-1-2-4 後退禁止

Para9 いかなる後退的な措置が意図的に取られた場合にも、規約上の権利全体に照らして及び利用可能な最大限の資源の利用という文脈においてそれを十分に正当化することが要求される。

##### 2-1-2-5 最低限の中核的義務

Para10 最低でも、各権利の最低限の不可欠なレベルの充足を確保することは各締約国に課された最低限の中核的義務である

### 2-1-3 裁判規範性（司法判断適合性）

一般的意見 9 para10 裁判規範性（justiciability; 裁判所によって適切に解決される問題をさす）。自動執行性のある（self-executing; それ以上の明確化なしで裁判所により適用されうる）規範

## 2-2 13条「教育への権利」の義務の内容

### 2-2-1 条文

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

### 2-2-2 4つの「重要な特徴」 一般意見 13 para 6

利用可能性 機能的な教育施設及びプログラムが十分な量だけ利用できなければならない

アクセス可能性

無差別 …朝鮮学校差別

物理的なアクセス可能性

経済的なアクセス可能性 …無償の中等・高等教育の漸進的導入

受容可能性 カリキュラム及び教育方法を含む教育の形式及び内容は生徒にとって受け入れられるものであること

適合可能性 教育は社会の、地域及び多様な環境にある生徒のニーズに対応できること

### 2-2-3 締約国の三つの義務 一般的意見 13 para 46, 47

尊重（respect）する義務 教育に対する権利の享受を阻害する又は妨げる措置をとらないこと

保護（protect）する義務 締約国は、第三者が教育に対する権利の享受の干渉を防止

充足（fulfill）する義務

環境整備（facilitate）「促進」の義務

教育に対する権利を享受することを可能にし援助する積極的措置をとる

供給（provide）する義務

個人または集団が自身で特定の権利を実現できない場合充足（供給）

### 2-3 朝鮮学校差別・・・平等条項違反

パラ 31 規約第 2 条 2 項に掲げられた差別の禁止は、漸進的実現にも、資源の利用可能性にも服さない。これは教育のすべての側面に全面的かつ即時に適用され、また、国際的に禁止され、またすべての差別事由を包含するものである。

### 2-4 無償の中等・高等教育の実現に向けて「措置をとる」即時の義務違反

Para14 具体的措置をとる義務

para43 第 13 条の完全な実現に向けて「措置[行動]を取る」義務のような即時の義務 そのような措置は、権利の完全な実現に向けて、「計画的、具体的かつ明確に目標を定め

た」ものでなければならない。

Para52 最低限でも、締約国は、規約に従った中等、高等及び基礎教育の提供を含む国家的教育戦略を採択しかつ実施することが求められる。この戦略には、教育に対する権利に関する標識(indicators)及び指標(benchmarks)のような、進展が緊密に監視できるようにするための仕組みが含まれるべきである。

Para58, 59 第13条違反の実例の一つとして、「第13条2項(b)～(d)に従い、中等、高等及び基礎教育の漸進的実現に向けた「計画的、具体的かつ明確的に目標を定めた」措置を取らないこと」を上げている。

#### 2-5 国立大学学費値上げ 後退禁止原則違反

Para45 教育に対する権利に関して何らかの後退的措置をとることは許容されないという強い推定が存在する。いかなる後退的措置が意図的にとられる場合にも、締約国は、そのような措置が、あらゆる代替策を最大限に慎重に考慮した後に導入されたこと、及び、規約に定められた権利の全体との関連でかつ締約国の利用可能な資源を最大限に利用することと関連づけて、十分に正当化されることを証明する責任を負う

#### 2-6 奨学金制度の破綻・・13条2項(e)

Para26「適当な奨学金制度を設立し」なければならないという要請は、規約の無差別及び平等条項とあわせて読まれるべきである。奨学金制度は、不利な立場におかれた集団に属する個人による教育上のアクセスの平等を高めるものであるべきである。

「適当な奨学金制度」とは何か

#### 2-7 最低限の中核的義務

Para57 「少なくとも最低限の不可欠なレベルの充足を確保する最低限の中核的義務」として「公的な教育機関及びプログラムにアクセスする権利を無差別に確保する義務」と「中等、高等及び基礎教育の提供を含む国家的教育戦略を採択しかつ実施する義務」をあげている。

前者は、朝鮮高校が公的なプログラムに含まれるか、という問題がある。後者は「無償教育の漸進的な導入により」という語句がはいっていない。

### 3 社会権規約における個人通報制度の実現

#### 3-1 社会権規約選択議定書 (Optional Protocol to the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) の発効

個人通報制度を定める社会権規約選択議定書が2008年12月10日国連総会で採択、2013年5月5日に発効

#### 3-2 個人通報制度の実現の意義

社会権規約委員会の考え方は一般的意見に示されている。

最高裁で敗訴しても、社会権規約委員会に通報すれば、社会権規約委員会の考え方が見解(view)で示される。

最終的に社会権規約委員会の判断が控えていることになると、最高裁以下日本の裁判所は真剣に社会権規約の適用問題を判断せざるを得なくなる。

#### 3-3 個人通報制度実現に向けて

日本では、自由権規約等を含めて個人通報制度そのものが未実現

## 人権諸条約

	名 称	採択年月日	発効年月日	締約国数	日本の締結 (締結年月日)
1	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966.12.16	1976.1.3	151	○(1979.6.21)
2	市民的及び政治的権利に関する国際規約	1966.12.16	1976.3.23	154	○(1979.6.21)
3	市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書	1966.12.16	1976.3.23	104	
4	市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)	1989.12.15	1991.7.11	54	
5	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965.12.21	1969.1.4	170	○(1995.12.15)
6	アパルトヘイト犯罪の禁止及び処遇に関する国際条約	1973.11.30	1976.7.18	101	
7	スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約	1985.12.10	1988.4.3	58	
8	女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979.12.18	1981.9.3	179	○(1985.6.25)
9	女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書	1999.10.6	2000.12.22	71	
10	集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約	1948.12.9	1951.1.12	136	
11	戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約	1968.11.26	1970.11.11	48	
12	1926年の奴隷条約	1926.9.25	1927.3.9	-	
13	1926年の奴隷条約を改正する議定書	1953.12.7	1953.12.7	59	
14	1926年の奴隷条約の改正条約	1953.12.7	1955.7.7	95	
15	奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約	1956.9.7	1957.4.30	119	
16	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949.12.2	1951.7.25	78	○(1958.5.5)
17	難民の地位に関する条約	1951.7.28	1954.4.22	142	○(1981.10.3)
18	難民の地位に関する議定書	1967.1.31	1967.10.4	142	○(1982.1.1)
19	無国籍の削減に関する条約	1961.8.30	1975.12.13	29	
20	不国籍者の地位に関する条約	1954.9.28	1960.6.6	57	
21	既婚女性の国籍に関する条約	1957.1.19	1958.8.11	72	
22	女性の参政権に関する条約	1953.3.31	1954.7.7	118	○(1955.7.13)
23	婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約	1962.11.7	1964.12.9	51	
24	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は処罰に関する条約	1984.12.10	1987.6.26	139	○(1999.6.29)
25	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は処罰に関する条約の選択議定書	2002.12.18	未発効	6(批准国)	
26	子どもの権利に関する条約	1989.11.20	1990.9.2	192	○(1994.4.22)
27	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000.5.25	2002.2.12	94	○(2004.8.2)
28	児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	2000.5.25	2002.1.18	93	○(2005.1.24)
29	すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約	1990.12.18	2003.7.1	27	
30	障害者の権利に関する条約	2006.12.13	2008.5.3		○(2014.1.20)
31	社会権規約選択議定書	2008.12.10	2013.5.5		

条約の名称	寄託	発効	留保	解釈宣言
自由権規約	1979/6/21 批准書寄託	1979年9月21日	なし	日本国政府は、結社の事由及び団結権の保護に関する条約の批准に際し、同条約第9条にいう「警察」には日本国の消防が含まれると解する旨の立場をとったことを想起し、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第8条2及び市民的及び政治的権利に関する国際規約第22条2にいう「警察の構成員」には日本国の消防職員が含まれると解釈するものであることを宣言する。
社会権規約	1979/6/21 批准書寄託	1979年9月21日	1. 日本国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第7条(d)の規定の適用にあたり、この規定にいう「公の休日についての報酬」に拘束されない権利を留保する。 2. 日本国は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第8条(d)の規定に拘束されない権利を留保する。ただし、日本国政府による同規約の批准の時に日本国の法令により前記の規定にいう権利が与えられている部門に付いては、この限りでない。 3. (2012.9 3項の留保撤回)	日本国政府は、結社の事由及び団結権の保護に関する条約の批准に際し、同条約第9条にいう「警察」には日本国の消防が含まれると解する旨の立場をとったことを想起し、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第8条2及び市民的及び政治的権利に関する国際規約第22条2にいう「警察の構成員」には日本国の消防職員が含まれると解釈するものであることを宣言する。
人種差別撤廃条約	1995/12/15 加入書寄託	1996年1月14日	日本国は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第4条(a)及び(b)の規定の適用に当たり、同条に「世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って」と規定してあることに留意し、日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する。	なし
拷問等禁止条約	1999/6/29 加入書寄託	1994年7月29日	なし	なし
女性差別撤廃条約	1985/6/25 批准書寄託	1985年7月25日	なし	なし
子どもの権利に関する条約	1994/4/22 批准書寄託	1994年5月22日	日本国は、児童の権利に関する条約第37条(c)の適用に当たり、日本国においては、自由を奪われた者に関しては、国内法上原則として20歳未満の者と20歳以上の者とを分離することとされていることにかんがみ、この規定の第2文にいう「自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離される」に拘束されない権利を留保する。	1. 日本国政府は、児童の権利に関する条約第9条1は、出入国管理法に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合に適用されるものではないと解釈するものであることを宣言する。 2. 日本国政府は、更に、児童の権利に関する条約第10条1に規定される家族の再統合を目的とする締約国への入国又は締約国からの出国の申請を「積極的、人道的かつ迅速な方法」で取り扱うとの義務はそのような申請の結果に影響を与えるものではないと解釈するものであることを宣言する。

# 国際人権条約の実施制度

国連・条約レベル	国連総会決議に基づく機関	<p>人権理事会 普遍的定期的審査UPR</p>
	人権条約による制度	<p><b>政府報告書審査制度</b></p> <p>国家通報制度</p> <p><b>個人通報制度</b> 自由権規約、人種撤廃、拷問等禁止、女性差別撤廃</p>
地域レベル		<p><b>地域人権保障機構</b> 欧州、米州、アフリカ…アジアにはない</p>
国内レベル		<p><b>訴訟</b> 裁判規範性、自力執行性</p>
		<p>行政、国会、地方自治体による実施</p>
		<p><b>政府から独立した国内人権機関</b></p>



ある程度機能しているもの



日弁連が実現を目指しているもの



10 最後に、委員会は、規約第22条に従い、技術援助又は開発協力に対して有する特別の必要性について報告の中で指摘するために締約国に与えられた重要な機会に注意を引きたい。

### 一般的意見第3（1990）：締約国の義務の性格（規約第2条1項）（E/1991/23,Annex）

1 第2条は、規約の十分な理解にとって特別の重要性をもっており、規約の他のすべて条項とダイナミックな関係を持つものとみなされなければならない。これは、規約の締約国が負う一般的な法的義務の性格を述べたものである。これらの義務は、（国際法委員会の作業に従い）行為の義務及び結果の義務といえるものの双方を含んでいる。この規定で用いられている用語と、市民的及び政治的権利に関する相応する条項である第2条に含まれる用語との間の相違が大きく強調されることがあるが、顕著な類似点もあることは必ずしも認められていない。特に、規約は漸進的実現を規定し、利用可能な資源の制限による制約を認めつつも、即時の効果をもつさまざまな義務をも課している。このうち、2つが、締約国の義務の正確な性質を理解するにあたって特に重要である。このうちの1つは、別個の一般的意見で扱われるが、関連の権利が「差別なく行使される」ことを「保障することを約束する」ことである。

2 他方は、第2条1項の「措置を取る」義務であり、それはそれ自体、他の考慮によって条件づけられ又は制限されていない。この文言の完全な意味は、異なった言語の訳語のいくつかをあげることによっても判断することができる。英語では、義務は「措置を取る（to take steps）」こと、フランス語では「行動する(s'engage à agir)」こと、スペイン語では「措置を取る（a adoptar medidas）」ことである。従って、関連の権利の完全な実現は漸進的に達成されうるものであるが、その目標に向けての措置は、関係国にとって規約が発効した後、合理的な短期間のうちに取られなければならない。この措置は、規約で認められた義務の履行に向けて、可能な限り意図的、具体的かつターゲットをもったものであるべきである。

3 措置を取る義務を充足するために用いられるべき手段は、第2条1項で、「特に立法措置の採択を含めたすべての適当な方法」であると述べられている。委員会は、多くの場合、立法は非常に望ましく、いくつかの場合では不可欠でさえあることを認める。例えば、必要な措置のための安全な立法上の基礎なしには、差別に対して効果的に闘うことは困難であろう。健康、子供及び母親の保護、教育などの分野並びに、第6条から9条で扱われている事柄に関しては、立法は、多くの目的のために、不可欠な要素でもあろう。

4 委員会は、締約国は一般に、この点で取った立法措置の少なくともいくつかについて詳細に述べることについては実直であったということを注記する。しかし委員会は、規約で具体的に予定された立法措置の採択は決して締約国の義務を尽くすものではないということを強調したい。むしろ、「すべての適当な方法により」という文言には、完全かつ自然な意味が与えられなければならない。各権利に関する状況においてどのような手段が最も適当かは各締約国自身が決定しなければならないが、選択された手段の「適当さ」は必ずしも自明ではないであろう。従って、締約国は報告において、取った措置についてのみではなく、なぜそれがその状況において適当と考えられたかの根拠について示すべきである。しかし、すべての適当な措置が取られたか否かの最終的的判断は委員会の決定に委ねられる。

5 立法に加えて、適当と考えられうる措置の中には、国内法制に従い司法判断に適すると考えられる権利に関しては、司法的救済を与えることがある。委員会は例えば、認められた権利

を差別なく享受することは、一部は、司法的又はその他の効果的な救済を与えることによって、過当に促進されることが多いということを注記する。実際、市民的及び政治的権利に関する国際規約の締約国でもある国は、同規約（第2条1項、2条3項、3条及び26条によって）によってすでに、（平等及び無差別に対する権利を含め）同規約で認められた権利又は自由を侵害されたすべての人が、「効果的な救済を受ける」（第2条3項(a)）ことを確保する義務を負っている。加えて、第3条、7条(a)(i)、8条、10条3項、13条2項(a)、13条3項、13条4項、15条3項を含め、多くの国の国内法制において司法及びその他の機関による即時の適用が可能と思われる多くの規定がある。上記の規定が内在的に直接適用不可能だという考えは、維持しがたいものに思われる。

6 規約で認められた権利の実現を直接に目的とした具体的な政策が立法の形式で採択されたときには、委員会は特に、それらの法が、その権利が十分に実現されていないと感ずる個人又はグループによる訴権を創設しているか否か知らされることを希望する。特定の経済的、社会的及び文化的権利に憲法上の承認が与えられたとき、又は、規約の規定が国内法に直接編入されたときには、委員会は、それらの権利がどの程度司法判断可能と考えられているか（つまり、裁判所で援用できるか）について情報を受けることを希望する。委員会はまた、経済的、社会的及び文化的権利に関する既存の憲法規定が弱められ又は顕著な変更を受けたいかなる場合にも、具体的な情報を受けることを希望する。

7 第2条1項の目的で「適当」と考えられうるその他の措置には、行政的、財政的、教育的及び社会的措置を含み、かつこれらに限られない。

8 委員会は、「特に立法措置の採択を含めたすべての適当な方法により...措置を取る」義務は、民主的でありかつすべての人権がそれによって尊重される限り、当該措置のための手段として用いられるいかなる特定の形態の政府又は経済体制をも要求も排除もしないことを注記する。従って、規約は、政治及び経済体制の観点からは中立的であり、規約の原則は、社会主義的もしくは資本主義的、混合、中央計画もしくは自由放任経済の必要性もしくは望ましさ、又はその他のいずれかの特定のアプローチのみに基づいているものと正確にいうことはできない。この点で委員会は、規約で認められた権利は、特に規約の前文で確認されたような二つの組の人権の相互依存性及び不可分性が当該体制において認められ反映されている限り、多様な経済及び政治体制の文脈における実現に適していることを再確認する。委員会はこの点でまた、他の人権及び特に発展の権利の関連性を注記する。

9 第2条1項に反映された主な結果の義務は、規約で「認められた権利の完全な実現を漸進的に達成するため」措置を取る義務である。この文言の意図を説明するためにしばしば、「漸進的実現」という語が用いられる。漸進的実施の概念は、すべての経済的社会的権利の完全な実現は一般的に短期間にはなしえないであろうということを認めたものである。この意味でこの義務は、市民的及び政治的権利に関する規約に含まれた義務と顕著に異なる。しかし、時間をかけた、換言すれば漸進的な実現が規約で予期されているという事実は、この義務から意味ある内容をすべて奪うものと誤解されるべきではない。それは一方で、経済的、社会的及び文化的権利の完全な実現を確保する際の実際の世界の現実及びすべての国が有する困難を反映した、必要な弾力性の仕組みである。他方で、この文言は全体的な目標、すなわち、当該諸権利の完全な実現に関して締約国に明確な義務を設定することという、規約の存在理由に照らして読まなければならない。それは、その目標に向けて、可能な限り迅速にかつ効果的に移行する義務を課しているのである。さらに、この点でいかなる後退的な措置が意図的に取られた場

合にも、規約上の権利全体に照らして及び利用可能な最大限の資源の利用という文脈においてそれを十分に正当化することが要求される。

10 10年以上の期間締約国の報告を審査して委員会及び先行機関の得た多くの経験に基づき、委員会は、最低でも、各権利の最低限の不可欠なレベルの充足を確保することは各締約国に課された最低限の中核的義務であるという見解である。従って例えば、相当数の個人が不可欠な食料、不可欠な基本的健康保護、基本的な住居又は最も基本的な形態の教育を剥奪されている締約国は、規約上の義務の履行を怠っているという推定を受ける。もし規約がそのような最低限の中核的義務を設定していないものと読まれるならば、規約はその存在理由を大部分奪われるであろう。なお、ある国がその最低限の中核的義務を履行したか否かの判断にあたっては、当該国の制約をも考慮に入れなければならない。第2条1項は各締約国に、「その利用可能な資源を最大限利用することにより」必要な措置を取ることを義務づけている。締約国が少なくともその最低限の中核的義務を履行できないことを利用できる資源の制約に帰するためには、当該国は、これらの最低限の義務を優先事項として充足するためにその利用可能なすべての資源を用いるためあらゆる努力がなされたことを証明しなければならない。

11 しかし委員会は、たとえ利用可能な資源が不十分であることが示されうる場合でも、現状において関連権利のできる限り広範な享受を確保するため尽力することは締約国の義務として残ることを強調したい。さらに、経済的、社会的及び文化的権利の実現、又は特に未実現の程度を監視し、かつこれらの権利の促進のための戦略及び計画を考案する義務は、いずれにしても、資源の制約の結果消滅するものではない。委員会はすでにこれらの問題について一般的意見第1で扱った。

12 同様に、委員会は、たとえ調整、経済不況、又はその他の要素の過程により生ずる深刻な資源の制約のときにも、低コストのターゲット・プログラムの採択によって、社会の脆弱な立場にある構成員は保護されうるし、また保護されなければならないことを強調する。このアプローチを支持するものとして、委員会は、「人間の顔をした調整：弱い立場にある人々の保護と成長の促進」と題するユニセフの分析、「人間開発報告1990」における国連開発計画の分析及び「世界開発報告1990」における世界銀行の分析を注記する。

13 注意が引かれなければならない第2条1項の最後の要素は、「個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の...を通じて、措置を取る」という、すべての締約国の義務である。委員会は、「その利用可能な資源を最大限に用いて」という文言は、規約の起草者によって、国家の既存の資源並びに国際的な協力及び援助を通して国際社会から利用できる資源の双方をさすものと意図されたことを注記する。さらに、関連権利の完全な実現を促進する際のそのような国際協力の不可欠の役割は、第11条、15条、22条及び23条に含まれた一定の規定によっても強調されている。第22条に関しては、委員会はすでに一般的意見第2で、国際協力に関して存在する機関及び責任のいくつかについて注意を引いた。第23条はまた、「認められた権利の実現のための国際的行動」の方法のうち、「技術援助の供与」並びにその他の活動を具体的に確認している。

14 委員会は、国連憲章第55条及び56条、確立された国際法の原則及び規約自身の規定に従い、発展のため、従って経済的、社会的及び文化的権利の実現のための国際協力はすべての国の義務であることを強調したい。それは特に、この点で他国を援助する立場にある国にとっては義務である。委員会は特に、発展の権利宣言の重要性及び、締約国がそこで認められたすべ

ての原則を十分の考慮することの必要性を注記する。委員会は、それを行う立場にあるすべての国の側の活発な国際援助計画及び協力なしには、多くの国において、経済的、社会的及び文化的権利の完全な実現は満たされない希望のままであるとうことを強調する。この関連で委員会はまた、一般的意見第2の文言をも想起する。

#### 一般的意見第4(1991):十分な住居に対する権利(規約第11条1項)(E/1992/23, Annex )

1 規約第11条1項に従い、総約国は「自己及びその家族のための十分な食料、衣類及び住居を内容とする十分な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める」。このように十分な生活水準に対する権利から生ずる十分な住居に対する人権は、すべての経済的、社会的及び文化的権利の享受にとって中心的重要性をもつ。

2 委員会は、この権利に関して大量の情報を蓄積することができた。1979年以来、委員会及びその先行機関は、十分な住居に対する権利を扱った75の報告を検討してきた。委員会はまた、第3会期(E/1989/22,para.312を見よ)及び第4会期(E/1990/23,paras. 281-285を見よ)のそれぞれにおいて、1日の一般的討論の日を割いた。加えて、委員会は、1987年12月11日の決議42/197で総会が採択した「西暦2000年に向けての世界住居戦略」を含め、ホームレスのための国際住居年(1987年)が生んだ情報に慎重な注意を払ってきた(1)。委員会はまた、人権委員会並びに、差別防止及び少数者保護小委員会の関連報告をも検討してきた(2)。

3 多様な国際文書が住居に対する権利の異なった側面を扱っている(3)が、規約第11条1項は、最も包括的かつ、関連規定のうちおそらく最も重要なものである。

4 国際社会がしばしば十分な住居に対する権利の十分な尊重の重要性を再確認してきたにもかかわらず、規約第11条1項の設定した基準と世界の多くの地域で広がっている状況との間には不穏なほど大きなギャップが残っている。資源その他の大きな制約に直面しているいくつかの途上国で問題は特に深刻であることが多いが、委員会は、ホームレス及び不十分な住居の顕著な問題はいくつかの最も経済的に発展した社会にも存在すると考える。国際連合は、世界に1億人以上のホームレスがあり、10億人以上の人が不十分な住居に住んでいると推計している(4)。住居に対する権利に関して、何らかの顕著な問題のない締約国はないということは、明らかであると思われる。

5 いくつかの事例で、委員会の検討した締約国の報告は、十分な住居に対する権利の確保に困難があることを認めそれを説明している。しかし大部分は、提供された報告は、関係国で広がっている状況を委員会が十分に把握するには不十分であった。この一般的意見は、従って、この権利に関して委員会が重要と考える主な事項のいくつかを確認することを目的としている。

6 十分な住居に対する権利は、すべての者に適用される。「自己及びその家族(himself and his family)」という言葉は、規約が採択された1966年において一般に受け入れられていた性的役割及び経済活動のパターンを反映しているが、この文言は今日、個人、女性を世帯主とする家庭又は他のグループへのこの権利の適用可能性の制限を含意するものと読むことはできない。従って、「家族(family)」の概念は、広い意味で理解されなければならない。さらに、家族と同様に個人も、年齢、経済的地位、グループもしくはその他の所属、又はその他の要因にかかわらず、十分な住居に対する権利を有している。特に、規約第2項に従い、その権利の享受

## 「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」の一般的意見

(出典：申 恵丰「『経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会』の一般的意見(4)」  
青山法学論集第43巻第4号、2002年)

### 一般的意見第 13 (1999) :

#### 教育に対する権利(規約 13 条) (E/C.12/1999/10) 第 21 会期, 1991 年)<sup>1)</sup>

##### 教育に対する権利 (13 条)

1 教育はそれ自体が人権であるとともに、他の人権を実現する不可欠な手段でもある。エンパワーメント [ 訳注：個人の能力を向上させること ] の権利として、教育は、経済的・社会的に疎外された大人と子どもが貧困から脱し、地域社会に全面的に参加する手段を得るための主要な手段である。教育は、女性の能力を向上させ、搾取的で有害な労働や性的搾取から子どもを守り、人権と民主主義を促進し、環境を保護し、また人口増加を制御する上できわめて重要な役割を果たしている。教育は国がなす最良の財政的投資の一つであるという認識はますます高まりつつある。しかし、教育の重要性は、単に実用的なものにとどまらない。良い教育を受け、啓発され、自由にかつ広く広がることのできる活発な精神は、人間存在の喜びと報償の一つなのである。

2 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (ICESCR) は、第 13 条と 14 条の 2 つの条文を教育に対する権利にあてている。規約の中で最も長い規定である第 13 条は、国際人権法において、教育に対する権利に関する最も広範かつ包括的な条文である。委員会はすでに第 14 条に関する一般的意見第 11 (初等教育のための行動計画) を採択している。一般的意見第 11 とこの一般的意見は相互補完的なものであり、あわせて考慮されなければならない。委員会は、世界中の何百万もの人々にとって、教育に対する権利の享受が依然としてはるか違い目標であることを承知している。それどころか、多くの場合にはこの目標はますます遠ざかりつつある。委員会はまた、多くの締約国において、第 13 条の全面的な実施を阻害する困難な構造的その他の障害があることも認識している。

3 締約国による規約の実施及び報告義務の履行を援助するため、この一般的意見では第 13 条の規範内容 (第 I 部、パラグラフ 4-42)、そこから生ずるいくつかの義務 (第 II 部、パラグラフ 43-57)、及び違反の例のいくつか (第 III 部、パラグラフ 58-59) に焦点を当てる。第 III 部では、締約国以外の主体の義務についても簡単に述べる。この一般的意見は、長年にわたって締約国の報告書を検討してきた委員会の経験に基づくものである。

### I. 第 13 条の規範内容

#### 第 13 条 1 項：教育の目的

4 締約国は、公教育か私教育か、公式なものか非公式なものかを問わず、あらゆる教育は第 13 条 1 項にあげられた目的及び目標を指向することに同意している。委員会は、これらの教育目標は国際連合憲章第 1 条及び第 2 条に掲げられた国連の目的及び原則を反映していることに留意する。また、その大部分は、世界人権宣言第 26 条 2 項にも見出されるものである。

但し、第 13 条 1 項は 3 つの点で、宣言になかった要素を付け加えている。すなわち、教育は人格の「尊厳についての意識」を志向し、「すべての者に村し、自由な社会に効果的に参加すること」を可能にし、かつ、諸国民の間及び人種的又は宗教的集団のみならずすべての「民族的 [ ethnic; 公定訳では「種族的」]」集団の間の理解を促進しなければならない。世界人権宣言第 26 条 2 項と規約第 13 条 1 項に共通の教育目標のうち、おそらく最も基本的なのは「教育は人格の完成を指向」するということであろう。

5 委員会は、国連総会が 1966 年に規約を採択して以来、教育が指向すべき目標が他の国際文書でさらに詳しく述べられてきたことに留意する。従って委員会は、締約国は、すべての者のための教育に関する世界宣言（タイ、ジヨムティエン、1990 年）（第 1 条）、子どもの権利に関する条約（第 29 条 1 項）、ウィーン宣言及び行動計画（第 I 部、パラグラフ 33 及び第 II 部、パラグラフ 80）並びに人権教育のための国連行動計画（パラグラフ 2）に照らして解釈されるようなかたちで、第 13 条 1 項にあげられた目的及び目標に教育が合致することを確保することを求められているという見解をとる。これらの条項はすべて規約第 13 条 1 項に密接に対応しているものの、性の平等や環境の尊重に関する具体的な言及のように、第 13 条 1 項では明示的に規定されていない要素も含んでいる。こうした新しい要素は、第 13 条 1 項に黙示的に含まれており、かつその現代的な解釈を反映したものである。委員会は、上述の諸条項が世界のあらゆる地域から広範な支持を得ていることによって、このような見方が裏づけられると考える<sup>2)</sup>。

#### 第 13 条 2 項：教育を受ける権利—若干の一般的考察

6 この条項の厳密かつ適切な適用は、特定の締約国に存在している条件によるであろうが、教育はすべての形態及び段階において、以下の相互に関連するきわめて重要な特徴を示すものでなければならない<sup>3)</sup>。

(a) **利用可能性。** 機能的な教育施設及びプログラムが、締約国の管轄内において十分な量だけ利用できなければならない。そのような施設及びプログラムが機能するために何が必要かは、それがどのような発展段階の中で運営されているかを含む多くの要素による。例えば、あらゆる施設及びプログラムは、建物その他の風雨からの保護となるもの、男女両方のための衛生施設、安全な飲み水、国内競争力のある給与を受けている訓練された教員、教材、などを必要とすると考えられる。中には、図書室、コンピューター設備及び情報技術のような施設を必要とするものもあろう。

(b) **アクセス可能性。** 教育施設及びプログラムは、締約国の管轄内において、差別なくすべての者にアクセス可能でなければならない。アクセス可能性には、相互に重なり合う 3 つの側面がある。

無差別：教育は、いかなる禁止事由による差別もなく（無差別に関するパラグラフ 31～37 を参照）、法律上も事実上も、すべての者にとって、特に、最も脆弱な集団にとってアクセス可能でなければならない。

物理的なアクセス可能性：教育は、合理的な利便性のある場所（例えば近所の学校）への出席、又は現代技術を通して（例えば「遠隔学習」プログラムへのアクセス）のいずれかによって、物理的に無理のない範囲に存在しなければならない。

経済的なアクセス可能性：教育は、すべての者にとって負担可能なものでなければならない。アクセス可能性のこの側面は、第 13 条 2 項において初等、中等、高等教育に関して用いられている異なった文言に従う。初等教育は「すべての者に対して無償」とされなければならないが、締約国は、無償の中等教育及び高等教育については漸進的導入を求められている。

(c) **受容可能性。** カリキュラム及び教育方法を含む教育の形式及び内容は、生徒にとって、また適切な場合には両親にとって、受け入れられる（例えば、関連性があり、文化的に適切であり、かつ良質な）ものでなければならない。これは、第 13 条 1 項で求められている教育目標及び、国が承認する教育上の最低限の基準（第 13 条 3 項及び 4 項を参照）に従う。

(d) **適合可能性。** 教育は、変化する社会及び地域のニーズに適合し、かつ多様な社会的・文

化的環境にある生徒のニーズに対応できるよう、柔軟なものでなければならない。

7 これらの「相互に関連するきわめて重要な特徴」の適切な適用について考慮する際には、生徒の最善の利益が第一に考慮されなければならない。

#### 第 13 条 2 項(a)：初等教育に対する権利

8 初等教育には、すべての形態及び段階における教育に共通の利用可能性、アクセス可能性、受容可能性及び適合可能性の要素が含まれる<sup>4)</sup>。

9 委員会は、「初等教育」という文言の正しい解釈に関する指針を、すべての者のための教育に関する世界宣言から得るものである。同宣言は次のように述べる。「家庭外で子どもの基礎教育を提供する主な制度は初等学校である。初等教育は、すべての子どもを対象とし、すべての子どもの基礎的な学習ニーズが満たされることを確保し、かつ地域の文化、ニーズ及び機会を考慮に入れたものでなければならない」（第 5 条）。「基礎的な学習ニーズ」は同世界宣言第 1 条で定義されている<sup>5)</sup>。

初等教育は基礎教育と同義ではないものの、この 2 つは緊密に対応している。この点で委員会は、「初等教育は基礎教育の最も重要な構成要素である」<sup>6)</sup>というユニセフの立場を支持するものである。

10 第 13 条 2 項(a)で規定されているように、初等教育は、「義務的」であり「すべての者に対して無償」であるという 2 つの顕著な特徴をもつ。両文言に関する委員会の所見については、規約第 14 条に関する一般的意見第 11 のパラグラフ 6 及び 7 を参照。

#### 第 13 条 2 項(b)：中等教育に対する権利

11 中等教育には、すべての形態及び段階における教育に共通の利用可能性、アクセス可能性、受容可能性及び適合可能性の要素が含まれる<sup>7)</sup>。

12 中等教育の内容は締約国によりまた時代により様々であるが、そこには、基礎教育の修了と、生涯学習及び人間的発達のための基盤の強化が含まれる。それは生徒に、職業教育及び高等教育の機会に向けた準備をさせるものである<sup>8)</sup>。

第 13 条 2 項(b)は「種々の形態の」中等教育に適用されるとされており、中等教育は異なった社会的及び文化的環境における生徒のニーズに対応するために柔軟なカリキュラム及び多様な提供システムを必要とすることが認められている。委員会は、普通中等教育制度に並行した「代替的な」教育プログラムを奨励するものである。

13 第 13 条 2 項(b)によれば、中等教育は「すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられる[accessible; アクセス可能な]もの」とされる。「一般的に利用可能」という表現は、第一に、中等教育は生徒の表面的な理解力又は能力によるものではないこと、第二に、中等教育はすべての者にとって平等に利用可能になるような方法で全国で提供されることを意味する。「機会が与えられる」という言葉についての委員会の解釈については、上記のパラグラフ 6 を参照。「すべての適当な方法」という表現は、締約国が、異なった社会的及び文化的背景において中等教育を提供することにつき、多様かつ創造的なアプローチをとるべきであるという点を強調したものである。

14 「無償教育の漸進的な導入」とは、国は無償の初等教育に優先順位をおかなければならないものの、無償の中等教育及び高等教育の達成に向けて具体的な措置をとる義務も負っていることを意味している。「無償の」という言葉の意味に関する委員会の所見については、第 14 条に関する一般的意見第 11 のパラグラフ 7 を参照。

## 技術及び職業教育

15 技術及び職業教育 (technical and vocational education; TVE) は、教育についての権利及び労働権 (第6条2項) の両方の一部をなすものである。第13条2項は、中等教育段階における TVE の特別の重要性を反映して、TVE を中等教育の一環として打ち出している。これに対し第6条2項は、特定の教育段階との関連で TVE に言及しているわけではない。同項は TVE にはより広い役割があり、「着実な経済的、社会的及び文化的発展を実現し並びに完全かつ生産的な雇用を達成する」一助となるものであると理解している。また、世界人権宣言も「技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない」と述べている (第26条1項)。従って委員会は、TVE はあらゆる段階の教育の不可欠の要素をなすという見解をとるものである<sup>9)</sup>。

16 技術への及び労働の世界への導入は特定の TVE プログラムに限定されるべきものではなく、一般教育の構成要素として理解されるべきである。ユネスコの技術教育及び職業教育に関する条約(1989年)によれば、TVE は「一般的知識に加え、技術及び関連科学の学習・並びに経済的及び社会的生活の様々な部門の職業に関する実践的スキル、ノウハウ、態度及び理解の獲得を伴う、すべての形態及び段階の教育プロセス」から構成される。この見解は、一部の ILO 条約にも反映されているものである<sup>10)</sup>。このように理解すれば、TVE についての権利には以下の側面が含まれる。

- (a) 生徒が、その人格の発達、自立及び雇用適性に貢献するような知識及びスキルを獲得しかつ、締約国の経済的及び社会的発展も含め、自己の家族及び地域社会の生産性を高めることができるようにすること。
- (b) 対象となる人々の教育的、文化的及び社会的背景、経済の諸部門で必要とされるスキル、知識及び資格水準、並びに職業上の健康、安全及び福祉を考慮すること。
- (c) 技術的、経済的、雇用状況的、社会的その他の変化により現在の知識及びスキルが時代に合わなくなった成人に対し、再訓練を提供すること。
- (d) 技術の適切な移転及び適合が行えるよう、生徒、特に発展途上国出身の生徒に対して他国で TVE を受ける機会を与えるプログラムで構成されること。
- (e) 規約の無差別及び平等条項をふまえ、女性、学校に行っていない青少年、失業している青少年、移民労働者の子ども、難民、障害をもった人及びその他の不利な立場におかれた集団の TVE を促進するプログラムで構成されること。

## 第13条2項(c):高等教育に対する権利

17 高等教育には、すべての形態及び段階における教育に共通の利用可能性、アクセス可能性、受容可能性及び適合可能性の要素が含まれる<sup>11)</sup>。

18 第13条2項(c)は13条2項(b)と同じ方向性で規定されているが、2つの規定の間には3つの相違がある。第13条2項(c)には、「種々の形態」の教育についての言及も TVE についての具体的な言及も含まれていない。委員会の見解では、この2つの欠落は、第13条2項(b)と(c)の重点の置き方の違いを反映したものにすぎない。高等教育が異なった社会的及び文化的環境における生徒のニーズに対応すべきものとすれば、それは柔軟なカリキュラムと、遠隔学習のような多様な提供システムをもたなければならない。従って、実際には中等教育も高等教育も「種々の形態」で利用可能でなければならないのである。第13条2項(c)に技術及び職業教育への言及がないことについていえば、規約第6条2項及び世界人権宣言第26条1項をふまえれば、TVE は高等教育を含むすべての段階の教育の不可欠な要素をなすものである<sup>12)</sup>。



19 第 13 条 2 項 (b) と (c) の相違のうち第三の、最も重要な相違は、中等教育は一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられる」ものであるのに対し、高等教育は「能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられる」とされていることである。第 13 条 2 項(c)によれば、高等教育は一般的に利用可能」とされるのではなく「能力に応じ」て利用可能とされるにとどまる。個人の「能力」は、個人が有するあらゆる関連の専門的知識及び経験をふまえて評価されるべきである。

20 第 13 条 2 項 (b) と (c) の文言が同じ (例えば「無償教育の漸進的な導入」) 部分については、第 13 条 2 項(b) に関する前述の意見を参照。

#### 第 13 条 2 項(d)：基礎教育に対する権利

21 基礎教育には、すべての形態及び段階における教育に共通の利用可能性、アクセス可能性、受容可能性及び適合可能性の要素が含まれる<sup>13)</sup>。

22 一般的にいえば、基礎教育(fundamental education)はすべての者のための教育に関する世界宣言に掲げられた基礎教育(basic education)に対応するものである<sup>14)</sup>。第 13 条 2 項(d)により、「初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者」は、基礎教育、又はすべての者のための教育に関する世界宣言で定義されている基礎教育への権利を有する。

23 世界宣言により理解されるようにすべての者は「基本的な学習ニーズ」を満たす権利を有しているので、基礎教育に対する権利は「初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者」に限られるものではない。基礎教育に対する権利は、その「基本的な学習ニーズ」をまだ満たしていないすべての者に及ぶ。

24 基礎教育の権利の享受は年齢又は性別によって制限されないことを強調しておかなければならない。それは、子ども、青少年、及び高齢者を含む成人に及ぶ。従って、基礎教育は、成人教育及び生涯学習の不可欠な構成要素である。基礎教育はあらゆる年齢手段の権利であるから、あらゆる年齢の生徒にふさわしいカリキュラム及び提供システムが考案されなければならない。

#### 第 13 条 2 項(e)：学校制度、十分な奨学金制度、教育職員の物質的条件

25 「すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し」なければならないという要請は、締約国には学校制度について総合的な発展戦略をもつ義務があるということの意味する。この戦略はすべての段階の学校を包含したものでなければならないが、規約は締約国に対して、初等教育を優先するよう求めている(パラグラフ 51 を参照)。「積極的に追求」とは、この総合的戦略には政府による一定の優先順位が与えられるべきであり、かつ、いかなる場合でも、精力的に実施されなければならないことを示唆するものである。

26 「適当な奨学金制度を設立し」なければならないという要請は、規約の無差別及び平等条項とあわせて読まれるべきである。奨学金制度は、不利な立場におかれた集団に属する個人による教育上のアクセスの平等を高めるものであるべきである。

27 規約は「教育職員の物質的条件を不断に改善すること」を求めているが、実際には近年、多くの締約国において、教員の一般的な労働条件が悪化し、容認できないほどの低水準に至っている。これは第 13 条 2 項(e)に合致しないのみならず、教育に対する生徒の権利の完全な実現にとっての重大な障害でもある。委員会はまた、規約第 13 条 2 項(e)、2 条 2 項、3 条並びに、教員の結社及び団体交渉の権利を含む第 6 ~ 8 条の関係に留意し、教員の地位に関するユネスコと ILO の共同勧告(1966 年)及び高等教育職員の地位に関するユネスコの

勧告(1997年)について締約国の注意を促し、かつ、締約国に対し、すべての教育職員がその役割に相応する条件及び地位を享受することを確保するために取っている措置について報告するよう強く求める。

#### 第13条3項及び4項：教育の自由についての権利

28 第13条3項には2つの要素がある。一つは、締約国は、父母及び保護者がその信念に従って子どもの宗教的及び道徳的教育を確保する自由を尊重することを約束することである<sup>15)</sup>。

委員会は、第13条3項のこの要素により、宗教及び倫理の一般的歴史のような科目を公立学校で教えることは、それが意見、良心及び表現の自由を尊重し、かつ偏見のない客観的なかたちで行われるならば、許容されるという見解である。委員会は、特定の宗教又は信念を教えることを含む公教育は、父母及び保護者の希望に適合する非差別的な免除又は替的手段が講じられない限り、第13条3項に合致しないことに留意する。

29 第13条3項の第二の要素は、その学校が「国によって定められ又は承認される教育上の最低限の基準」に適合することを条件として、父母及び保護者が子どものために公立学校以外のものを選択する自由である。これは、補完的規定である第13条4項とあわせて読まなければならない。第13条4項は、当該機関が13条1項に掲げられた教育目標及び一定の最低基準に一致することを条件として、「個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由」を確認したものである。これらの最低限の基準は、入学許可、カリキュラム及び修了認定のような事柄にかかわってくることがある。その場合、これらの基盤は第13条1項に掲げられた教育目標に合致していなければならない。

30 第13条4項に基づき、国民ではない者を含めてすべての者は、教育機関を設置し及び管理する自由を有する。この自由は「団体」、すなわち法人又は機関にも及び。この自由には、保育園、大学及び成人教育のための機関を含むあらゆるタイプの教育機関を設置し及び管理する権利が含まれる。無差別、機会均等及びすべての人の効果的な社会参加の原則をふまえ、国は、第13条4項に掲げられた自由によって社会の一部の集団の教育機会に極端な格差が生じないことを確保する義務を負う。

#### 第13条：幅広く適用される具体的な事項

##### 無差別及び平等の取扱い

31 規約第2条2項に掲げられた差別の禁止は、漸進的実現にも、資源の利用可能性にも服さない。これは教育のすべての側面に全面的かつ即時に適用され、また、国際的に禁止され、またすべての差別事由を包含するものである。委員会は、第2条2項を、教育における差別の禁止に関するユネスコ条約並びに、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約、子どもの権利に関する条約 ILOの先住民及び部族民条約(169号条約)の関連規定に照らして解釈するものであり、特に以下の問題に注意を促したい。

32 男女間及び不利な立場におかれた集団のための事実上の平等を実現することを目的とした一時的な特別措置の採択は、そのような措置が異なる集団を対象とした不平等な又は別個の基準の維持につながる限りにおいて、かつ、目標が達成された後には継続されないことを条件として、教育に関する無差別についての権利侵害とはならない。

33 状況によっては、第2条2項のカテゴリーにより定義された集団を対象とした別個の教育制度又は教育機関は、規約違反を構成しないものとみなされる。この関連で委員会は、教育における差別の禁止に関するユネスコ条約(1960年)第2条を確認する<sup>16)</sup>。

34 委員会は、子どもの権利に関する条約第2条及び、教育における差別の禁止に関するユネスコ条約第3条(e)に留意し、無差別の原則は、国民でない者を含めて、締約国の領域内に居住する学齢期のすべての者に、その法的地位にかかわらず及びことを確認する。

35 支出政策の際立った格差により、異なった地理的場所に居住する者に対して質の異なる教育が行われることとなれば、それは規約の下で差別を構成する場合がある。

36 委員会は、教育に対する権利の文脈で障害をもった人の問題を取扱った一般的意見第5の paragraph 35、及び、規約第13～15条との関係で高齢者の問題を取扱った一般的意見第6の paragraph 36～42を確認する。

37 締約国は、いかなる事実上の差別をも特定しかつ是正措置をとるために、教育あらゆる関連の政策、機関、プログラム、支出傾向及びその他の慣行を含むを緊密に監視しなければならない。教育上のデータは、差別禁止事由に基づいて細分化されるべきである。

#### 学問の自由及び機関の自治<sup>17)</sup>

38 委員会は、多数の締約国の報告書を検討してきた経験に照らし、教育に対する権利は職員及び生徒の学問の自治が伴わなければ享受できないという見解を形成するに至った。従って、たとえこの問題が第13条に明示的に触れていなくとも、委員会が学問の自由について若干の所見を述べることは適当かつ必要である。以下の所見は、高等教育機関に特に注意を払っている。それは、委員会の経験では、高等教育の職員及び生徒は学問の自由を阻害する政治的その他の圧力に特に弱い立場にあるからである。しかし委員会は、教育部門のすべての職員及び生徒が学問の自由についての権利を有しており、以下の所見の多くは一般的に適用されるものであることを強調したい。

39 学問の世界に属する者は、個人的又は集団的に、調査、教授、研究、討論、執筆又は製作を通じて、知識及び考えを自由に追求し、発展させまた伝達することができる。学問の自由は、個人が、自分が働く機関又は制度について自由に意見を表明し、国又はその他のいかなる主体による差別又は圧迫の恐れもなく職務を遂行し、専門的な又は代表制に基づく学術団体に参加し、かつ、同じ管轄に属する他の個人に適用される国際的に認められたすべての人権を享受する自由を含む。学問の自由の享受には、他の者の学問の自由を尊重し、反対意見の公正な議論を確保し、またすべての者をいかなる禁止事由に基づく差別もなく取扱う義務のような義務を伴う。

40 学問の自由の享受のためには、高等教育機関の自治が必要である。自治(autonomy)は、学問的な活動、基準、道徳及び関連の活動に関して高等教育機関が効果的な意思決定を行うために必要な程度の自己統治(self-governance)である。しかし、自己統治は、特に国によって提供されている資金との関連で、公的な説明責任(accountability)の制度に合致したものでなければならない。高等教育において相当の公的投資が行われていることをふまれば、機関の自治と説明責任の間には適切なバランスが見出されなければならない。単一のモデルはないものの、制度的取決めは公正、公平かつ衡平であるべきでありかつ、できる限り透明で参加型のものであるべきである。

#### 学校における規律<sup>18)</sup>

41 委員会の見解では、体罰は、世界人権宣言及び2つの国際人権規約の前文に掲げられた国際人権法の基本的な指導原則である個人の尊厳に合致しない<sup>19)</sup>。学校における規律のその他の側面も、人前で屈辱を与えることのように、人間の尊厳に合致しない場合がある。また、いかなる形態の規律も、食料に対する権利のような、規約に基づく他の権利を侵害すべきではない。締約国は、その管轄内にあるいかなる公的又は私的な教育機関において

も、規約に合致しない規律が生じないことを確保するための措置をとることが求められる。委員会は、一部の締約国によって行われている、学校における規律に対する「積極的な」、非暴力的なアプローチを導入するよう、積極的に学校に奨励する取組みを歓迎するものである。

### 13 条に関する制限

42 委員会は、規約の制限条項である第 4 条は、国が制限を課すことを許容するというよりも個人の権利を保護することを主たる目的としていることを強調したい。従って、国の安全又は公の秩序の維持などを理由として大学その他の教育機関を閉鎖する締約国は、そのような重大な措置を、第 4 条に掲げられた各要素との関係で正当化する責任を負う。

## II. 締約国の義務及び違反

### 一般的な法的義務

43 規約は漸進的実現を規定し、かつ利用可能な資源の限界による制約を認める一方で、締約国に対し、即時の効果をもつ様々な義務をも課している<sup>20)</sup>。締約国は、教育に対する権利に関して、この権利が「いかなる差別もなしに行使される」という「保障」（第 2 条 2 項）及び、第 13 条の完全な実現に向けて「措置 [ 行動 ] を取る」義務のような即時の義務を負っている<sup>21)</sup>。そのような措置は、権利の完全な実現に向けて、「計画的、具体的かつ明確に目標を定めた」ものでなければならない。

44 時間をかけて、すなわち「漸進的に」教育に対する権利を実現するということは、締約国の義務から意味のある内容をすべて奪うものとして解釈されるべきではない。漸進的実現とは、締約国は第 13 条の完全な実現に向けて「できる限り迅速にかつ効果的に移行する」具体的かつ継続的な義務を負っていることを意味する<sup>22)</sup>。

45 規約に掲げられた他の権利についてと同様、教育に対する権利に関して何らかの後退的措置をとることは許容されないという強い推定が存在する。いかなる後退的措置が意図的にとられる場合にも、締約国は、そのような措置が、あらゆる代替策を最大限に慎重に考慮した後に導入されたこと、及び、規約に定められた権利の全体との関連でかつ締約国の利用可能な資源を最大限に利用することと関連づけて、十分に正当化されることを証明する責任を負う<sup>23)</sup>。

46 教育に対する権利は、他のすべての人権と同様、締約国に対して 3 つの種類ないし段階の義務すなわち、尊重する(respect)義務、保護(protect)する義務及び充足する(fulfil)義務を課している。このうち、充足する義務は環境整備(facilitate) [ 促進 ] の義務及び供給する(provide)義務の双方を組み込んでいる。

47 尊重する義務は、締約国に対し、教育に対する権利の享受を阻害する又は妨げる措置をとらないことを求めるものである。保護する義務は、締約国に対し、第三者が教育に対する権利の享受に干渉するのを防止するための措置をとることを求めるものである。充足（環境整備）する義務は、締約国に対し、個人及び地域社会が教育に対する権利を享受することを可能にし及び援助するような積極的措置をとることを求めるものである。最後に、国家は教育に対する権利を充足（供給）する義務を負う。一般的原則として、締約国は、個人又は集団が、その統制の範囲を超えた理由によって、自ら利用可能な手段を用いて自分自身で規約上の特定の権利を実現できない場合には、その権利を充足（供給）する義務を負う。但し、この義務の範囲は常に、規約の条文に従って決定されるものである。

48 これとの関連で、第 13 条の 2 つの特徴を強調しておく必要がある。第一に、第 13 条は、

ほとんどの状況において教育を直接に供給する主たる責任は国が有するとみなしているのは明らかだということである。締約国は例えば、「すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求」することを認めている（第13条2項(e)）。第二に、初等、中等、高等及び基礎教育に関して第13条の文言が異なることをふまえれば、締約国の充足（供給）義務はすべての教育段階で同じではないということである。従って、規約の条項に照らし、教育に対する権利に関して締約国は高い充足（供給）義務を負うが、この義務の範囲はすべての教育段階について同じというわけではない。委員会は、第13条に関する充足（供給）義務をこのように解釈することは、多数の締約国の法と慣行に合致すると考えるものである。

#### 具体的な法的義務

49 締約国は、すべての段階の教育制度のカリキュラムが第13条1項にあげられた目的を指向することを確保するよう求められる<sup>24)</sup>。また、教育が実際に第13条1項に掲げられた目標を指向しているかどうかを監視する、透明かつ効果的なシステムを確立し及び維持する義務もある。

50 第13条2項との関係で、締約国は、教育に対する権利の「きわめて重要な特徴」（利用可能性、アクセス可能性、受容可能性及び適合可能性）のそれぞれを尊重し、保護し及び充足する義務を負う。例をあげれば、国は、私立学校を閉鎖しないことによって、教育の利用可能性を尊重しなければならない。父母及び保護者を含む第三者が女子を学校に行かせないようにしないことを確保することにより、教育のアクセス可能性を保護しなければならない。教育が少数者及び先住民にとって受入れ可能であり、かつ、すべての者にとって質が高いものであることを確保するために積極的な措置を取ることににより、教育の受容可能性を充足（環境整備）しなければならない。変化する世界における生徒の現代的ニーズを反映したカリキュラムを考案し、かつそのカリキュラムに必要な資源を提供することにより、教育の適合可能性を充足（供給）しなければならない。教室の建設、プログラムの実施、教材の提供、教員の養成及び教員に対する国内競争力のある給与支払を含め、学校制度を積極的に発展させることにより、教育の利用可能性を充足（供給）しなければならない。

51 すでに述べたように、初等、中等、高等及び基礎教育に関する締約国の義務は同一ではない。第13条2項の文言をふまえ、締約国は義務的かつ撫償の初等教育の導入を優先させる義務を負う<sup>25)</sup>。第13条2項のこのような解釈は、第14条において初等教育に優先順位がおかれていることによって補強される。すべての者に初等教育を提供する義務は、すべての締約国の即時の義務である。

52 第13条2項(b)～(d)との関連で、締約国は、その管轄下にあるすべての者のための中等、高等及び基礎教育の実現に向けて「措置を取る」（第2条1項）即時の義務を負う。最低限でも、締約国は、規約に従った中等、高等及び基礎教育の提供を含む国家的教育戦略を採択しかつ実施することが求められる。この戦略には、教育に対する権利に関する標識(indicators)及び指標(benchmarks)のような、進展が緊密に監視できるようにするための仕組みが含まれるべきである。

53 第13条2項(e)に基づき、締約国は、不利な立場におかれた集団を援助するための教育上の奨学金制度が設置されることを確保する義務を負う<sup>26)</sup>。「すべての段階にわたる学校制度の発展」を積極的に追求する義務は、ほとんどの状況下で教育の直接の提供を確保する国の主たる責任を強化するものである<sup>27)</sup>。

54. 締約国は、第13条3項及び4項に従って設置されるすべての教育機関が適合すること

を求められる「教育上の最低限の基準」を定める義務を負う。締約国はまた、そのような基準を監視する透明かつ効果的なシステムも維持しなければならない。締約国には、第13条3項及び4項に従って設置される機関に資金を拠出する義務はない。しかし、もし国が私立の教育機関に財政的支出を行うことを選ぶのであれば、それはいかなる禁止事由による差別もなく行われなければならない。

55 締約国は、地域社会及び家族が児童労働に依存しないことを確保する義務を負う。委員会は特に、児童労働の解消における教育の重要性、及び、1999年の最悪の形態の児童労働条約(ILO182号条約)第7条2項に掲げられた義務を確認する<sup>28)</sup>。加えて、第2条2項をふまえて、締約国は、女子、女性その他の不利な立場におかれた集団の教育上のアクセスを阻害する、ジェンダーその他による偏見を取り除く義務を負う。

56 一般的意見第3において委員会は、教育に対する権利のように規約で認められた権利の完全な実現に向けて「個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて」措置をとる義務がすべての締約国にあることに注意を促した<sup>29)</sup>。規約第2条1項及び第23条、国際連合憲章第23条、すべての者のための教育に関する世界宣言第10条、並びにウィーン宣言及び行動計画のパラグラフ34はすべて、教育に対する権利の完全な実現のための国際的な援助及び協力の提供に関する締約国の義務を強化するものである。国際的取決めの交渉及び批准との関係では、締約国が、これらの文書が教育に対する権利に悪影響を与えないことを確保するために措置を取らなければならない。同様に、締約国は、国際金融機関を含めた国際機関の加盟国としての行動が教育に対する権利を正当に考慮に入れたものであることを確保する義務を負う。

57 一般的意見第3において委員会は、締約国が、「最も基礎的な形態の教育」を含め、規約に掲げられた各権利の「少なくとも最低限の不可欠なレベルの充足を確保する最低限の中核的義務」を負うことを確認している。第13条の文脈においては、この中核には、公的な教育機関及びプログラムにアクセスする権利を無差別に確保する義務、教育が第13条1項に掲げられた目標に適合することを確保する義務、第13条2項(a)に従ってすべての者に初等教育を提供する義務、中等、高等及び基礎教育の提供を含む国家的教育戦略を採択しかつ実施する義務、並びに、「教育上の最低限の基準」(第13条3項及び4項)に適合することを条件として、国又は第三者による干渉を受けることのない教育の自由な選択を確保する義務が含まれる。

## 違反

58 第13条の規範内容(第I部)を締約国の一般的及び具体的義務(第II部)に適用すると、教育についての権利の侵害の認定を容易にする動的なプロセスが作動する。第13条の違反は、締約国の直接の行動(作為)又は、規約によって求められる措置を取らないこと(不作為)によって生じうる。

59 例をあげれば、第13条の違反には次のものが含まれる。教育の分野において、いずれかの禁止事由に基づいて個人又は集団を差別する立法を導入すること、又はそのような立法を廃止しないこと。事実上の教育差別に対応するための措置を取らないこと。第13条1項に掲げられた教育目標に合致しないカリキュラムを用いること。第13条1項との合致を監視する透明かつ効果的なシステムを維持しないこと。義務的かつすべての者が無償で利用できる初等教育を優先的に導入しないこと。第13条2項(b)~(d)に従い、中等、高等及び基礎教育の漸進的実現に向けた「計画的、具体的かつ明確的に目標を定めた」措置を取らないこと。私立の教育機関を禁止すること。私立の教育機関が、第13条3項及び4項が求める「教育上の最低限の基準」に従うことを確保しないこと。職員及び生徒の学問の自由を

否定すること。第 4 条に合致しないかたちで、政治的緊張が生じた際に教育機関を閉鎖すること。

### III. 締約国以外の主体の義務

60 規約第 22 条をふまれば、国連の開発援助枠組み (UNDAF) を通じた国レベルのものを含めた国際連合諸機関の役割は、第 13 条との関連で特に重要である。市民社会の様々な構成要素を含めたすべての関係当事者の間で一貫性及び相互交流を向上させるため、教育に対する権利を実現するための調整のとれた努力が維持されなければならない。ユネスコ、国連開発計画、ユニセフ、ILO、世界銀行、地域開発銀行、国際通貨基金及び国連システム内の他の関連機関は、その特定の権限を正当に尊重し、かつそれぞれの専門性に基きながら、国レベルにおける教育に対する権利の実施のために一層の協力をを行うべきである。特に、国際金融機関、とりわけ世界銀行及び IMF は、その融資政策、信用供与の取決め、構造調整計画及び債務危機への対応措置において、教育に対する権利の保護に一層の注意を払わなければならない<sup>30)</sup>。締約国の報告書の審査の際、委員会は、締約国以外のすべての主体が提供した援助が、第 13 条に基づく義務を履行する国の能力にどのような影響を与えているか検討する。国連の専門機関、プログラムその他の機関が人権を基盤としたアプローチを採用することは、教育に対する権利の実施を大いに促進することになる。

(1) E/C.12/1990/10.

(2) すべての者のための教育に関する世界宣言は、155 カ国の政府代表によって採択された。子どもの権利に関する条約は 191 カ国の締約国が批准又は加入している。人権教育のための国連 10 年の行動計画は、国連総会で全会一致で採択された (49/184)。

(3) このアプローチは、十分な住居及び食料に対する権利に関して採択された委員会の分析枠組み、及び教育に対する権利に関する国連特別報告者の活動に対応するものである。委員会は一般的意見第 4 で、「利用可能性」「負担可能性[affordability; 資金的な居住可能性]」「アクセス可能性」及び「文化的相当性」を含め、十分な住居についての権利に関する多くの要因を認定した。一般的意見第 12 では、「利用可能性」「受容可能性」及び「アクセス可能性」のような、十分な食料に対する権利の諸要素を認定した。教育についての権利に関する特別報告者は、国連人権委員会への予備報告書の中で、「初等学校が示さなければならない 4 つのきわめて重要な特徴、すなわち利用可能性、アクセス可能性、受容可能性及び適合可能性」を提示している (E/CN.4/1999/49, para.50)。

(4) パラグラフ 6 を参照。

(5) 同宣言は「基本的な学習ニーズ」を次のように定義している。「人間が生存し、その能力を全面的に発達させ、尊厳をもって暮らしかつ働き、発展に全面的に参加し、その生活の質を向上させ、十分な情報を得た上で決定を行い、また学習を継続することができるために必要とされる必須の学習手段 (識字、口頭表現、計算及び問題解決の能力など) 並びに基本的な学習内容 (知識、スキル、価値観及び態度など)」(第 1 条)。

(6) Advocacy Kit, Basic Education 1999 (UNICEF), section 1, p. 1.

(7) パラグラフ 6 を参照。

(8) 国際標準教育分類 1997 年版 (International Standard Classification of Education 1997) (ユネスコ)、para. 52 参照。

(9) ILO の、1975 年人的資源開発条約 (142 号条約) 及び 1962 年社会政策 (基本的目的及び基準) 条約 (117 号条約) にも反映されている見解である。

(10) 注 8 を参照。

(11) パラグラフ 6 を参照。

(12) パラグラフ 15 を参照。

(13) パラグラフ 6 を参照。

- (14) パラグラフ 9 を参照。
- (15) これは、市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR[自由権規約] 第 18 条 4 項を反復したものであり、また、同規約第 18 条 1 項で述べられている、宗教又は信念を教える自由とも関連している（同規約 18 条に関する規約人権委員会の一般的意見第 22 を参照）。同委員会は、同規約第 18 条の基本的な性格は、同規約第 4 条 2 項で述べられているように公の緊急事態の場合でさえもこの規定からの義務離脱はできないという事実を反映されているとしている。
- (16) 第 2 条によれば次の通りである。  
「国内において許されているときは、次の事態は本条約第 1 条の意味における差別を構成するものとはみなされない。  
(a) 両性の生徒のための別々の教育制度又は機関の設置又は維持。但し、この制度又は機関が教育を受ける機会を均等に与え、同一水準の資格を有する教師並びに同質の校舎及び施設を備え、かつ同一又は均等の学習課程を履修する機会を提供する場合に限る。  
(b) 宗教上又は言語上の理由により、生徒の父母又は法定保護者の希望にかなう教育を与える別々の教育制度又は機関の設置又は維持。但し、その制度への参加又はその機関の利用が任意であり、かつ、授けられる教育が、権限ある機関が特に同一段階の教育について規定又は承認する基準に合致する場合に限る。  
(c) 私立の教育機関の設置又は維持。但し、その機関の目的がいずれかの集団の除外を確保するためではなく公的機関が設ける教育施設を補完することにあり、その機関がその目的に従って運営され、かつ、授けられる教育が、権限ある機関が特に同一段階の教育について規定又は承認する基準に合致する場合に限る。」
- (17) ユネスコの高等教育職員の地位に関する勧告（1997 年）を参照。
- (18) このパラグラフを作成するにあたり、委員会は、子どもの権利に関する条約第 28 条 2 項について子どもの権利委員会が行っている解釈及び自由権規約第 7 条についての自由権規約委員会の解釈のような、国際人権システムの他の分野で発展しつつある慣行に留意した。
- (19) 委員会は、世界人権宣言 26 条 2 項ではふれられていないものの、社会権規約の起草者がすべての教育が指向すべき義務的目標として人格の尊厳を明示的に含めたこと（13 条 1 項）に留意する。
- (20) 委員会の一般的意見第 3、パラグラフ 1 を参照。
- (21) 委員会の一般的意見第 3、パラグラフ 2 を参照。
- (22) 委員会の一般的意見第 3、パラグラフ 9 を参照。
- (23) 委員会の一般的意見第 3、パラグラフ 9 を参照。
- (24) この点に関しては、ユネスコの「国際教育におけるカリキュラム及び教科書の発展のためのガイドライン」（ED/ECS/HCI）のように、締約国の助けとなる資料が多数存在する。13 条 1 項の目的の一つは「人権及び基本的自由の尊重を強化」することであるが、この点に関しては締約国は特に、人権教育のための国連 10 年の枠組みの中で発展している取組みを検討すべきである。特に有益なものとして、総会が 1966 年に採択した「人権教育の 10 年のための行動計画」及び、人権教育のための国連 10 年への対応にあたって国を援助するために人権高等弁務官事務所が作成した「人権教育に関する国内行動計画のためのガイドライン」がある。
- (25) 「義務的」及び「無償」の意味については、14 条に関する一般的意見第 11 のパラグラフ 6 及び 7 を参照。
- (26) 適切な場合には、そのような奨学金制度は第 2 条 1 項で予定されている国際的な援助及び協力の特にふさわしい対象となろう。
- (27) 基礎教育に関して、ユニセフは次のように述べている。「すべての構成要素をあわせて一貫した、しかし同時に柔軟な教育制度にまとめることができるのは国だけである」（ユニセフ、世界の子どもたちの状態 1999 年[ユニセフ『1999 年世界子ども白書』]「教育革命 77



頁」。

(28) 第7条2項によれば次の通りである。「各加盟国は、児童労働の廃絶における教育の重要性を考慮しつつ、以下の目的を達成するために、効果的かつ期限を定めた措置を取る。

(c) 最悪の形態の児童労働から解放されたすべての児童のために、無償の基礎教育、及び可能かつ適当であれば職業訓練を受ける機会を確保する」(ILO 182号条約1999年最悪の形態の児童労働条約)。

(29) 委員会の一般的意見第3、パラグラフ13-14を参照。

(30) 委員会の一般的意見第2、パラグラフ9を参照。

#### 一般的意見第14 (2000)

#### 到達可能な最高水準の健康に対する権利(規約12条)(E/C.12/2000/4)

1 健康は、他の人権の行使にとって不可欠な基本的人権である。すべての人間は、尊厳ある人生を送るために到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有する。健康に対する権利の実現は、保健政策の策定、世界保健機構(WHO)が行っている保健政策の実施、又は具体的な法文書の採択のような、数多くの補完的手法によって追求されうる。さらに、健康に対する権利は、法的に執行可能な一定の要素を含んでいる<sup>1)</sup>。

2 健康に対する人権は、数多くの国際文書で認められている。世界人権宣言の第25条1項は、「すべての者は、自己及び家族の健康及び福祉のための十分な(adequate)生活水準(食料、衣類、住居及び医療並びに必要な社会的サービスを含む)についての権利を有する」ことを確認している。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約は、国際人権法上、健康に対する権利に関する最も包括的な条項を規定している。規約の第12条1項に従い、締約国は「すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利」を認め、第12条2項は例示として、「締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置」をいくつか列挙している。加えて、健康に対する権利はとりわけ、1965年の人種差別撤廃条約の第5条(e)(iv)、1979年の女性差別撤廃条約第11条1項(f)及び第12条、並びに1989年の子どもの権利条約第24条で認められている。1961年の(改正)ヨーロッパ社会憲章第11条、1981年の人及び人民の権利に関するアフリカ憲章第16条、並びに1988年の、経済的、社会的及び文化的権利の分野における米州人権条約追加議定書第10条のように、いくつかの地域的な人権文書も、健康に対する権利を認めている。同様に、健康に対する権利は、国連人権委員会によっても<sup>2)</sup>、また、1993年のウィーン宣言及び行動計画、並びにその他の国際文書の中でも宣言されている<sup>3)</sup>。

3 健康に対する権利は、国際人権章典で述べられているように、食料、住居、労働、教育、人間の尊厳、生命、無差別、平等、拷問の禁止、プライバシー、情報へのアクセス、並びに結社、集会及び移動の自由を含む他の人権の実現と密接に関連しており、また依存している。これら及び他の権利自由は、健康に対する権利の中心的な構成要素にかかわっている。

4 規約の第12条を起草するにあたり、国連総会第三委員会は、WHOの基本文書前文にある健康の定義を採択しなかった。これは、健康を「身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態(well-being)であり、単に疾病や疾患がないことではない」と概念づけたものである。しかし、規約の第12条1項が「到達可能な最高水準の身体及び精神の健康」と述べているのは、医療に対する権利に限られない。反対に、起草の過程及び第12条2項の明文の文言は、健康に対する権利は人々が健康的な生活を送ることができる状況を促進する広範囲の経済的、社会的要素を含み、食料、栄養、住居、安全な飲み水及び十分な衛生へのアクセス、安全